

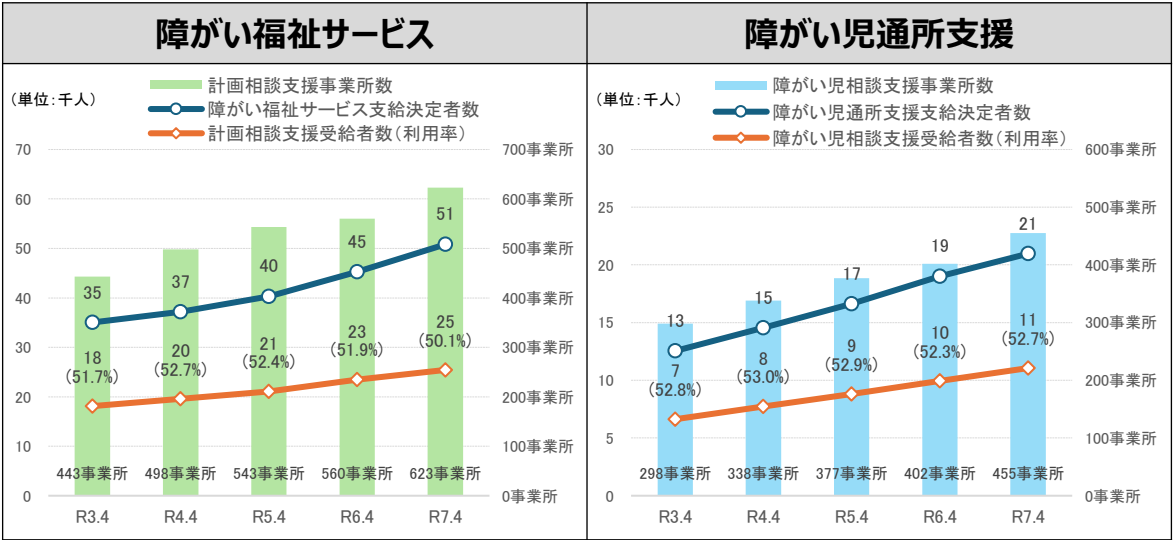
計画相談支援・障がい児相談支援の現状等について

令和 8 年 7 月 22 日

第 1 回障がい福祉サービス等における支給決定等のあり方検討会議

現状と課題

- 本市では、障がい福祉サービス等の支給決定者数、計画相談支援等の受給者数及び事業所数のいずれも同程度の伸びで推移しているが、計画相談支援等の利用率は約半数で推移している
- 令和8年度報酬改定により計画相談支援等に処遇改善加算が新設されたことも相まって、事業所数はこれまで以上の伸びの兆しが見られる
(4月新規指定の計画相談事業数 R7:12 → R8:29)
- 計画相談支援等は、障がいのある人の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けた支援等の役割を担うことから、必要な人に適切な給付と良質なサービスを確実に届けるため、相談支援体制の充実・強化と利用率の向上のための取組が重要



国の動向等

- 令和8年度報酬改定において、これまで処遇改善加算の対象外であった計画相談支援等に福祉・介護職員等処遇改善加算が新設 [+5.1%] (再掲)
- 本年3月に告示された第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とすることが示された (令和9年4月から適用)

今後の方向性

- 今後、国の基本指針等を踏まえつつ、計画相談支援、障がい児相談支援事業所への実態調査や、セルフプランに関する分析等を進め、量的・質的の確保の両面から相談支援体制の充実・強化を図り、利用促進の取組について、ロードマップを示していく

ご意見をいただきたい項目等

- 量的・質的の確保の両面から相談支援体制の充実・強化と、利用促進の取組を進めるため、現状・課題・論点・配慮すべき事項などを整理し、今後の検討調査等に反映するため、次の項目についてご意見をいただきたい。

項目	ご意見に当たっての補足
相談支援体制の 充実・強化	- 担い手不足の要因 - 相談対応に注力するためのDX推進による負担軽減 - 基準省令で定める標準量（35件）と実際の契約数、相談員1人・月当たりのサービス提供数（12.5件〔R8.1〕）との差異 - 相談事業所が見つからないケース - のぞまないセルフプランを発生させない取組と、相談支援体制の充実・強化のための方策
利用者・家族等の 理解促進 など	- セルフプランを希望する人が多い理由 - 利用者・家族、利用事業所等に対する相談支援の必要性の周知と理解促進 - 優先的に相談支援の利用を促進していくサービスや対象者
	
実態調査の実施	◆ <u>計画相談支援・障がい児相談支援事業所への実態調査</u> （相談支援の実施状況、処遇改善と人材確保の取組、DX推進の取組 など） ◆ <u>区保健福祉センターへの実態調査</u> （窓口での利用勧奨、モニタリング報告の状況 など）

■ 計画相談支援・障がい児相談支援事業所への実態調査の実施について（案）

調査名	大阪市の計画相談支援・障がい児相談支援に係る事業所へのアンケート調査
調査の目的	市内の計画相談支援・障がい児相談支援に係る事業所における相談支援の実態を把握し、今後の相談支援体制の充実・強化を図り、利用促進の取組を検討することを目的として実施する。
調査対象	指定特定相談支援事業者 指定障がい児相談支援事業者
調査方法	Microsoft Forms による回答
調査時期	令和8年7月下旬から8月中旬まで
調査項目	相談支援の実施状況、相談支援専門員の処遇改善や人材確保の取組み、DX推進の取組み など

■ 本市の相談支援における後方支援体制

機関	役割等
障がい者基幹相談支援センター 【24区・センター】	区域内の相談支援事業所に対する専門的助言や後方支援、地域の相談の中核的存在として協議会の中心的な役割を担う
地域活動支援センター（生活支援型） 【9センター】	精神保健福祉士等の専門相談員を配置し、担当地域の相談支援事業所に対する専門性を活かした情報提供や助言等を実施
障がい者相談支援研修センター	相談支援専門員に対する専門的研修、ピアサポーターの養成等、困難事例に対するスーパーバイザーの派遣等を実施

■ 本市の相談支援体制の充実等に向けた最近の取組

令和4年度	- 廃止事業所・一人事業所を対象としたアンケートの実施 - 地域自立支援協議部会 ワーキング会議で体制の充実に向けた取組の議論
令和5年度	- 地域自立支援協議部会 ワーキング会議で体制の充実に向けた取組の議論 - 相談支援従事者研修について、事前に全ての相談支援事業所に対して推薦希望を募り、大阪府へ推薦する取組を実施 - 主任相談支援専門員の配置を指定特定相談支援事業所に拡大
令和6年度	主任相談支援専門員の役割等について地域自立支援協議部会で議論
令和7年度	15～18歳のサービスの更新手続き時に「障がい児相談支援のチラシ」を封入 「大阪市における相談支援専門員の望ましい状態像」等について周知

■ 本市における主なサービス別の支給決定者数とセルフプラン率（令和7年3月）

	支給決定者数	セルフプラン率
居宅介護	24,876人	8.4%
重度訪問介護	1,754人	8.4%
生活介護	8,158人	23.6%
就労継続支援A型	5,581人	61.7%
就労継続支援B型	25,689人	48.1%
共同生活援助	5,941人	23.1%
児童発達支援	7,152人	58.6%
放課後等デイサービス	15,333人	42.2%

➤ 主なサービス別に見ると、就労継続支援、児童発達支援のセルフプラン率が高くなっている

■ 各自治体の支給決定者（児）数とセルフプラン率（令和7年3月） ／五大市・堺市＋セルフプラン率が低い指定都市

市	人口	自立支援給付		障がい児給付	
		支給決定者数	セルフプラン率	支給決定者数	セルフプラン率
大阪市	2,778,917人	49,911人	47.1%	21,539人	47.5%
横浜市	3,753,398人	28,555人	38.0%	19,205人	81.0%
名古屋市	2,303,004人	29,655人	21.5%	10,980人	44.5%
京都市	1,373,887人	15,944人	33.6%	7,087人	24.7%
神戸市	1,493,543人	17,916人	48.7%	8,076人	86.2%
堺市	811,993人	11,993人	32.9%	4,408人	56.3%
新潟市	761,503人	6,690人	0.5%	2,895人	0.3%
静岡市	672,775人	6,707人	2.3%	4,198人	2.6%
浜松市	783,924人	6,968人	0.2%	5,023人	0.0%
熊本市	731,331人	5,153人	0.8%	4,387人	1.0%

- セルフプラン率が低い新潟市ほか3都市に対して、計画相談支援を利用促進の取組について、電話調査を行ったところ、いずれも計画相談の利用が原則である旨利用者に理解を求めているとのこと

※ [障害者相談支援事業の実施状況等について（令和7年調査）](#)

（市町村別データ（令和7年3月末時点）／「セルフプラン率（人口規模別）」）【厚生労働省】より引用

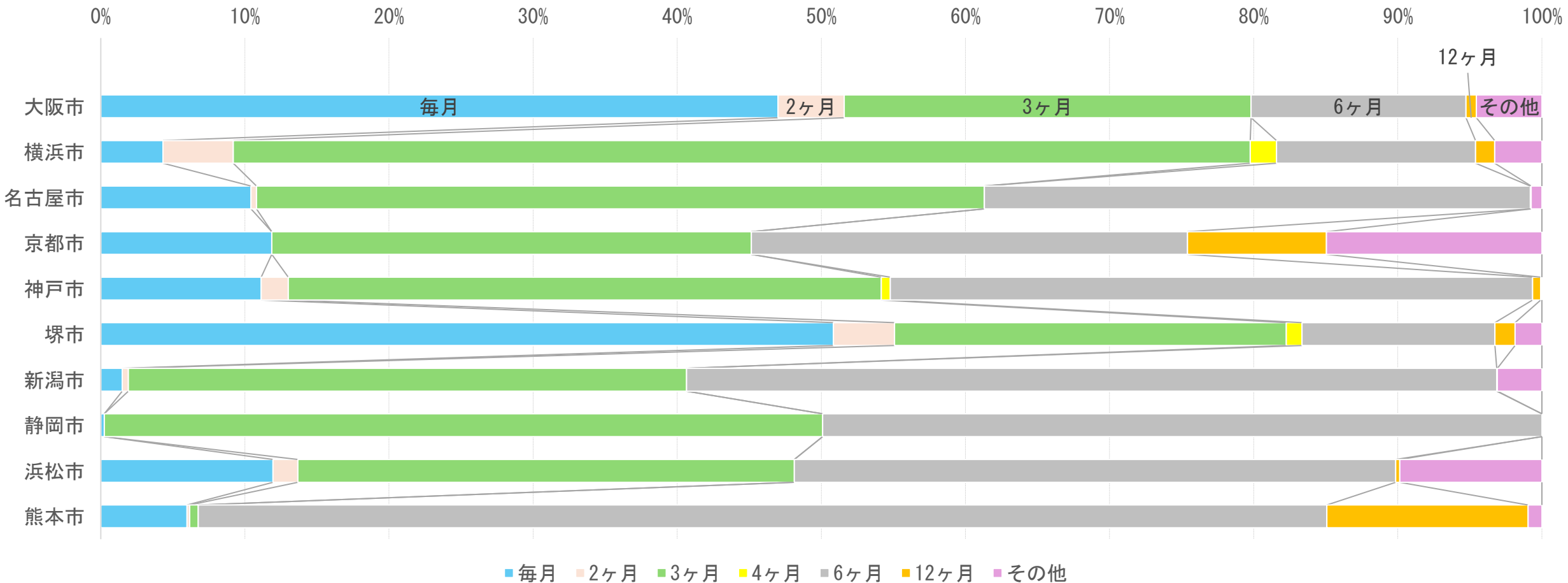
※ 人口：令和7年1月1日住民基本台帳人口

※ 支給決定者数：令和7年3月末時点

■ サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について（令和7年3月）
／ 五大市・堺市＋セルフプラン率が低い指定都市

参考

【自立支援給付】

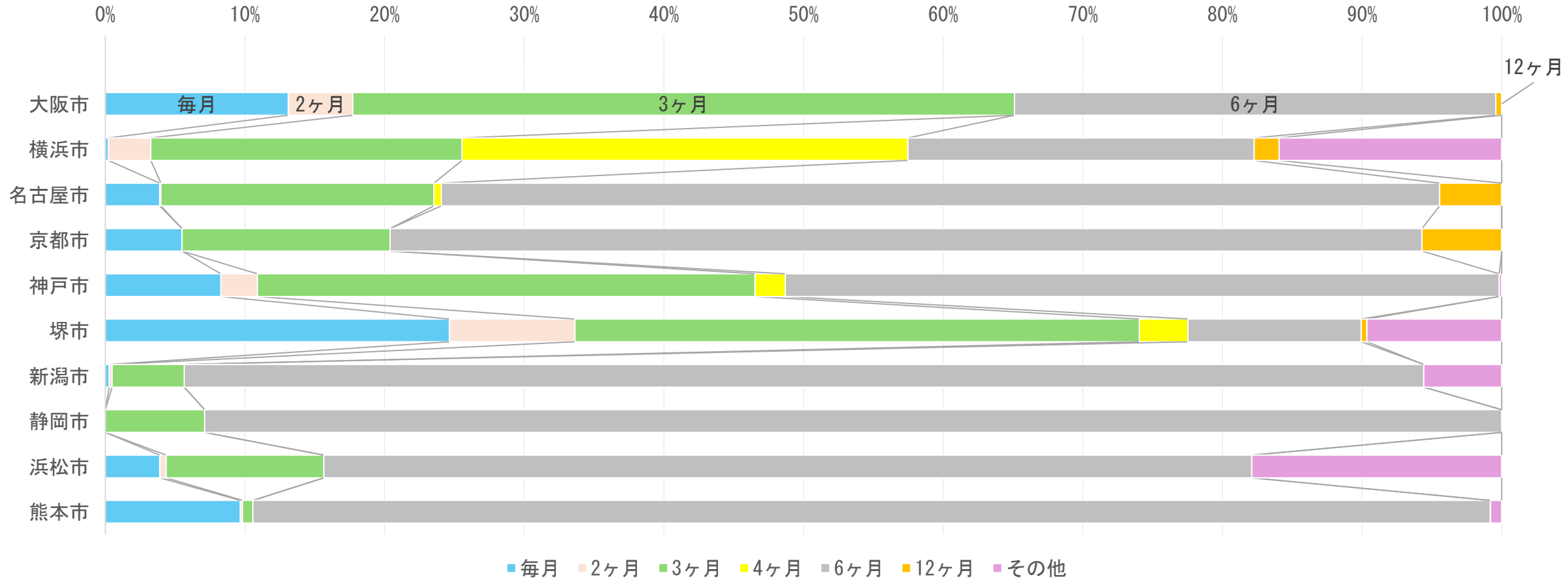


➤ 本市及び堺市は、モニタリング対象者のうち、毎月をモニタリング設定期間としている割合が高く、利用者の特性、生活環境、家庭環境等から頻回なモニタリングを通じて、より効果的に支援の質を高めることにつながっていると考えられる

※ [障害者相談支援事業の実施状況等について（令和7年調査）](#)
（市町村別データ（令和7年3月末時点）／「障害者のモニタリング期間の設定状況（人口規模別）」）【厚生労働省】より引用

サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について（令和7年3月末） ／五大市・堺市＋セルフプラン率が低い指定都市

【障がい児通所給付】



- 本市及び堺市は、モニタリング対象者のうち、標準的な6ヶ月よりも短いモニタリング設定期間としている割合が高く、利用者の特性、生活環境、家庭環境等から頻回なモニタリングを通じて、より効果的に支援の質を高めることにつながっていると考えられる

※ [障害者相談支援事業の実施状況等について（令和7年調査）](#)

（市町村別データ（令和7年3月末時点）／「障害児のモニタリング期間の設定状況（人口規模別）」）【厚生労働省】より引用

■ 標準的なモニタリング頻度について

	対象者	モニタリング頻度
a	- 障がい福祉サービス、地域相談支援の新規利用者 - 支給決定の更新・変更によりサービスの種類、内容、支給量に著しい変更があった者	毎月 (※ サービスの利用開始から3月間に限る。)
b	- 障がい福祉サービス（療養介護、重度障がい者包括支援及び施設入所支援は除く。）もしくは地域定着支援の利用者で、次の項目のいずれかに該当する者 ① 障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ② 単身世帯のもの等であって、自ら指定障がい福祉サービス事業者等と連絡調整を行うことが困難である者 ③ 重度障がい者等包括支援の支給決定を受けることができる者	毎月 (※ (1) は、サービスの利用開始から6月間に限る。)
c	- 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 - 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中サービス支援型除く。）の利用者のうち、65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	3月に1回
d	- 障がい福祉サービス（療養介護、重度障がい者包括支援及び施設入所支援は除く。）もしくは地域定着支援の利用者（a、b、cに該当するものを除く。） - 地域移行支援の利用者（aに該当するものを除く。） - 療養介護、重度障がい者等包括支援及び施設入所支援の利用者（aに該当するものを除く。） - 障がい児通所支援の利用者	6月に1回